

ウィズコロナにおけるオンライン日本語教育実証事業ホームページ掲載資料の正誤表

以下の部分に誤りがありました。ここに訂正するとともに、ご迷惑をおかけしたことを深くお詫び申し上げます。

実証事業のダウンロード書類：フリーコース用【添付書類（事業概要一式 様式1～7）】

様式2 業務計画書（日本語教育機関）実証の実施時期を記載する箇所で

実証の頻度 1コマ ●●分 × 週 ●回 × 週間 = 合計時間 (●●時間)

誤：●●時間

正：●●分

“●●時間”が自動計算されるようになっておりました。正しくは“●●分”の合計です。

⇒以前のフォーマットで記載している場合はそのままの●●時間でご提出ください。こちらで●●分と読み替えて対応いたします。

<6月22日：2次公募用に申請用事業概要一式を差し替え、必要参照書類追加>

実証事業のダウンロード書類：●フリーコース申請用【事業概要一式 様式1～7】

●スタンダード・観光・就労コース申請用【事業概要一式様式1～7】

●一般管理費の算出シート（課税事業者・免税事業者）様式9

●セルフチェックシート※追加

公募申請の手引き

3ページ：■事業の趣旨

（上から3行目）

誤：外国人の入国停止措置が継続

正：外国人の入国制限措置が継続

7ページ：■事業フロー（受託者：日本語教育機関）

（緑枠 / 上から2つ目）

誤：採択受託書類の作成、契約書類の作成

正：採択受託書類の作成、~~契約書類の作成~~（削除）

15ページ：フリーコース（条件：その他の必要事項）

（黒丸●3つ目）

誤：本事業で開発、作成した教材等の著作権は、原則文化庁・事務局に帰属する。

正：本事業で開発、作成した教材等の著作権は、原則事務局に帰属する。

20 ページ：【申請時に添付する書類】

（①の告示校について）

誤：法務省告示校であること

正：令和4年2月10日に告示された法務省告示校であること

20 ページ：【申請時に添付する書類】

（②の適正校について）

誤：適正校であること

正：令和3年に適正校であること（例：教育機関の適正性の選定結果についての通知文等）

20 ページ：【申請時に添付する書類】

—（例の表記方）—

—誤：例2）適正校でない場合は、前回の適正校の通知文と、—

—正：例外）適正校でない場合：令和2年に適正校であったことを証明する書類と、—

—*令和2年度以前と令和3年における在籍者数及び問題在籍者数の増減について具体的な人数を記載すること。

—*そのうえで、問題在籍者数は増えていないものの、新型コロナウイルス感染症の影響をもって入国留学生数が減少したことにより、令和3年において適正校でなくなったことを説明すること。

<5月24日 Ver.2.4：再修正>

20 ページ：【申請時に添付する書類】

—（例外の表記方）—

—誤：*令和2年度以前と令和3年における在籍者数及び—

——*そのうえで、問題在籍者数は増えていないものの、新型コロナウイルス感染症の影響を——

正：*令和2年度以前と令和3年における在籍者数及び—

——*そのうえで、令和2年において適正校であったものの、新型コロナウイルス感染症の影響を——

<6月1日 Ver.2.5：再修正>

20 ページ：【申請時に添付する書類】

—（例外：*1つ目の表記方）—

誤：*令和2年以前と令和3年における在籍者数及び問題在籍者数の増減について具体的な—

正：*令和2年1月末の在籍者数と令和3年1月末の在籍者数及び選定結果通知に示されている問題在籍者数の増減（削除）について、それぞれ具体的な—

<6月22日 Ver.2.6：再修正>

20 ページ：【申請時に添付する書類】

—(例外：*1つ目の表記方)—

- 誤：*令和2年1月末の在籍者数と令和3年1月末の在籍者数及び選定結果通知に示されている問題
在籍者数の増減（削除）について、それぞれ具体的な—
—正：*平成31年1月末の在籍者数と令和2年1月末の在籍者数及び選定結果通知に示されている問
題在籍者数について、それぞれ具体的な人数を記載すること。

<6月24日 Ver.2.7：再修正>

20 ページ：【申請時に添付する書類】

(例外：*1つ目の表記方)

- 誤：*令和2年1月末の在籍者数と令和3年1月末の在籍者数及び選定結果通知に示されている問題
在籍者数の増減（削除）について、それぞれ具体的な…
正：*平成31年1月末の在籍者数と令和2年1月末の在籍者数及び令和3年非適正校の選定結果
通知に示されている問題在籍者数について、それぞれ具体的な人数を記載すること。

27 ページ：7.委託業務の対象となる経費

(赤字の注意書き3行目)

- 誤：昨年度すでに開発・実施した
正：委託期間外ですすでに開発・実施した

31 ページ：■各経費における提出書類と留意点

(黒丸●4つ目)

- 誤：事業の完了が委託契約期間末、近くである等の理由により、やむを得ず、精算書類提出時に未払
の経費がある場合は、所定の報告書の支払日の欄へ予定日を記入し、支払が終わり次第、速やか
に支払いが証明できる書類の写しを提出する。詳細は別途事務局と受託者で相談する。
正：削除

33 ページ：事業費旅費（共通事項）

(黒丸●3つ目のアスタリスク)

- 誤：*東京都23区内または同一市内のみの移動人件費に係る通勤費。
正：*日当
*東京都23区内または同一市内のみの移動
*人件費に係る通勤費

35 ページ：事業費旅費 / 鉄道を利用する場合（計上にあたっての留意点）

(黒丸●3つ目に補足説明)

- 誤：・特例区間においては、片道100キロメートル未満であっても特急料金の計上が認められる。※なし
正：(追加) ※特例区間に適合すると思われる場合は事前に事務局へ確認すること。

46 ページ：再々委託費

（黒丸●4つ目：冒頭）

誤：・委託としての支出額

正：・再々委託としての支出額

46 ページ：再々委託費

（黒丸●5つ目：最後）

誤：なし

正：（追加）再々委託を行おうとする際には、受託者において再々委託費の内訳に記載された各項目について、根拠となる規定や見積書の確認を行うこと。